

自殺総合対策大綱の見直し（改正）に向けての提言

第二次案

平成 24 年 2 月 17 日, Version 2.0

自殺予防総合対策センター
自殺総合対策大綱改正の提言に向けてのワーキンググループ

目次

はじめに

提言第二次案について

提言第二次案要約

提言第二次案本文

(1) 大綱改正の必要性

(ア) 対策のモニタリングを自殺率以外の指標（自殺未遂者数・率など）で実施可能とすること

(イ) 根拠に基づく記述

(ウ) 総合的・包括的視点の有効性と限界、焦点を定めた効果的な対策の必要性

(エ) 目標の設定方法とその妥当性の検討

(オ) 役割を分担する担当の明記と連携

(カ) 国民的課題であるメンタルヘルスの問題に省庁を超えて取り組む

(キ) 国際的な貢献

(2) 自殺総合対策大綱を効果的とするための戦略

(ア) 大綱の適応範囲を明確にする

(イ) 根拠に基づく対策が進みやすい記載にする

(ウ) 優先順位を考慮し、焦点を定める

(3) 活動計画の策定

(ア) 役割を分担する担当を明記し、連携を強化する

(イ) 必要となる期間・事業費・人材をあらかじめ見積もる

(ウ) 副作用（有害事象）を考慮する

(エ) モニタリングシステムを内包する

(オ) 目標にあった評価法をあらかじめ定める

(4) 我が国に必要な科学的根拠に基づく自殺予防活動

(ア) 自殺防止に直接関わる専門領域

(イ) 自殺の直接的な背景にある問題（精神保健上の問題）に関わる専門領域

(ウ) 精神保健上の問題を介して、もしくは間接的に自殺の背景にある問題に関わる専門領域

(エ) 広く社会の協力を得る領域

(オ) 自殺総合対策のモニタリングと評価

(カ) 調査研究の推進

(キ) 体制構築

別添1（作成手順）

別添2（各学会から提出いただいた提案）

